

成田市入札等監視委員会議事概要(令和7年度第2回定例会議)

【日 時】 令和8年1月23日(金) 午後2時～4時

【場 所】 成田市役所6階 中会議室

【出席委員】 枝広委員長、大越委員、横山委員

1. 開 会

2. 議 事

(1)入札及び契約手続の運用状況等について

事務局

ただいまより、令和7年度第2回成田市入札等監視委員会定例会を開会いたします。

開会にあたりまして、総務部長の岩沢より、ご挨拶申し上げます。

岩沢総務部長

委員の皆様方には、日頃より市政運営につきましてご協力をいただき、誠にありがとうございます。ございます。

本市の入札制度につきましては、これまで電子入札による一般競争入札の本格実施や総合評価落札方式による入札など、入札環境の整備に取り組んでまいりました。

入札及び契約の適正化に関しましては、従来から様々な取り組みを行っているところでございますが、より競争性及び公正性の高い入札を確立するために、入札制度につきましては、常に点検し改善していく必要があると考えております。

そのようなことから、本委員会の開催は、第三者の視点から本市の入札・契約執行に対してご指摘やご指導をいただき、今後のより適正な入札制度構築に生かしていくための、貴重な機会として位置づけさせていただいております。

本日の委員会は、令和7年度の上半期の契約案件のうち、選定いただきました10件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。限られた時間ではございますが、委

員の皆様には、様々な角度からご意見・ご提言等をいただければ幸いです。

なお、本日はご審議にあたりまして、担当課職員を入れ替え制とさせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

総務部長につきましては、所要のため、ここで退席させていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

議事進行につきましては、成田市入札等監視委員会条例第5条により、委員長が行うこととなっておりますので、枝広委員長よりお願いいたします。

枝広委員長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。なお、本定例会は、審議事例の事業担当課を入れ替えて進行させていただきます。

では、議事1『入札及び契約手続の運用状況等について』事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議事1『入札及び契約手続の運用状況等について』ご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

対象期間は、令和7年4月1日から令和7年9月30日で、令和7年度の上半期を対象としております。

まず、発注工事等の件数でございますが、「1.一般競争入札」は、279件実施しております。内訳といたしましては、建設工事が79件、業務委託が111件、物品購入等が49件、測量等が40件でございます。

次に、「2.見積競争」は、159件実施しております。内訳といたしましては、建設工事が88件、業務委託が43件、物品購入等が21件、測量等が7件でございます。

次に、「3.特命随契」は、218件実施しております。特命随契につきましては、「随意契約に関するガイドライン」を策定し、事業担当課に周知を進めているところでございまして、引き続き適正な運用を図ってまいりたいと考えております。内訳といたしましては、建設工事が7件、業務委託が139件、物品購入等が58件、測量等が14件でございます。

以上が運用状況でございますが、参考として添付しております、令和6年度上半期の実績と比較いたしますと、案件の合計数は、減少しております。

続きまして、資料2「指名停止業者一覧表」をご覧ください。指名停止につきましては、「成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づき実施しておりますが、令和7年度上半期の指名停止の件数は、13件ございました。

続きまして、資料7をご覧ください。一般競争入札の落札率の推移グラフでございます。建設工事が、前年度より低くなっており、業務委託が前年度より高くなっております。

続きまして、資料8をご覧ください。令和7年度上半期建設工事入札不調案件一覧でございます、5件ございました。

以上、大変雑駁ではございますが、「入札及び契約手続きの運用状況等について」の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

枝広委員長

ただ今の説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございますか。

横山委員

随意契約に関するガイドラインを策定しているとのことでしたが、ガイドラインに違反する事案はあるのでしょうか。

事務局

この特命随契218件につきましては、契約検査課を通して発注を行っており、全て理由を確認した上で発注を行っておりますので、案件として不適切なものはないと考えております。

枝広委員長

私から確認したいのですが、資料2の指名停止業者の11番について、正当な理由がなく納期を遅延させたということですが、責任の所在はどこにあるのかを教えてください。

事務局

まず、今回の事情の詳細をご説明いたします。

消防自動車は大型のトラックを改造して作るものであり、日野自動車が発動機との関係で検査を不正な形で行ったことで、しばらく出荷ができないような状態となりました。その結果、もう一方のトラックの主要なメーカーに注文が集中し、その注文にたえきれない状態になってしまったことが始まりです。

本市が注文していた自動車は日野自動車製であり、今回の指名停止業者にも入荷していることから、作業ができる状態であったにもかかわらず、別のメーカー製のトラックを入荷して行う作業を優先させたいとのことでした。

本来であれば、事情によりトラックが入荷しないということであれば、その事情は酌むのですが、トラックが入庫しているにもかかわらず、他の顧客との関係を天秤にかけて、本市との契約の履行が後回しになったことから、正当な理由がなく納期が遅延することとなりました。

枝広委員長

これが訴訟になったとき、3か月の指名停止期間が妥当であるかどうか、あるいは事情があったにもかかわらず成田市が指名停止をしたという判断には問題はありませんか。

事務局

問題ないと考えております。相手方も納得しております。

枝広委員長

わかりました。

それから、13番についてですが、遅滞の事由は何か、市として延滞金を課すのか、3か月の指名停止という判断はどうなのか、状況説明を含めて教えていただければと思います。

事務局

工事の内容としましては、下水道管を耐震化する工事として、今回の指名停止業者は下請け業者を入れながら進めていく工事となります。その下請け業者が見つからないといった理由から、工期通りに工事を行うことができないとの申し出がありました。

受注者の責任で工期が遅れるということとなりますので、指名停止はやむを得ない措置となり、指名停止3か月、遅延損害金を26万3300円いただく形になりました。

その内容については、相手方にも納得いただいておりますので、訴訟等に発展するようなことはないと考えています。

枝広委員長

わかりました。

うまく収まったということであれば良いと思います。ありがとうございました。

(2)選定事例の審議について

事例1 水道事業管路耐震化工事(並木町1工区)

[制限付一般競争入札]

枝広委員長

次に議事2選定事例の審議に入らせていただきます。

事例1の事業担当課は入室してください。

それでは、事例1の「水道事業管路耐震化工事(並木町1工区)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例1について、ご説明させていただきます。事業名は、「水道事業管路耐震化工事(並木町1工区)」、発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「建設工事」部門、「土木一式工事」に登録があり、所在区分が「市内業者、または準市内業者」とし

て登載されているものを対象とし、官公庁等が平成27年度以降に発注した土木一式工事について、元請として受注し、施工完了した実績があることとしました。

開札日は、令和7年8月13日、入札参加者数は、2者でございました。契約日は、令和7年8月19日、予定価格は、1億5462万7千円、契約金額は、1億4850万円で契約の相手方は、関東機工建設株式会社でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります工務課より、ご説明させていただきます。

担当課

それでは工事の概要につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、位置図をご覧ください。まず、施工箇所ですが、成田市並木町地先の市道宗吾七栄線と国道409号線付近で、図の中央に示しました、赤い実線部分が施工対象箇所となります。

恐れ入りますが、次に図面の方をお開きください。工事の概要ですが、耐震性に課題がある導水管と配水管につきまして、耐震性能を有したダクタイル鋳鉄管に布設替えすることを目的とし、口径150mm から200mm までの導水管を、布設延長 428.6m、口径150 ミリの配水管を 441.9m 布設替えする工事となっております。図中の赤い実線で示したものが導水管、青い実線で示したものが配水管となります。

枝広委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

それでは私の方からお伺いさせていただきたいと思います。

この耐震化工事は以前も行われておりますし、今後も継続的に行われると思いますが、国や県からの補助金はあるのでしょうか。全て市の財政からでしょうか。

担当課

補助金につきましては、全ての耐震化工事に適用できるわけではございませんが、国からの補助がございまして、要件に適用されるものについてはその一部について補助の対象となっております。今回も導水管・配水管の布設工事ですが、導水管につきましては補助の対象となりますので、一部補助金を入れさせていただいております。

枝広委員長

今回の請負金額や予定金額、あるいは落札金額の中には、その補助金は含まれていないということでしょうか。

担当課

これはあくまでも工事全体の請負金額となりますので、この中の導水管部分の対象金額のうち3分の1が補助金の対象となります。

枝広委員長

落札した会社にとっては、この落札金額1億3500万円というのは、補助金とはどういう関係になるのでしょうか。

担当課

契約業者には、工事の完了をもってこの金額をお支払いさせていただき、工事が完了した金額に対して、補助の対象額を算出し、その3分の1を国に補助金として請求するという形になります。

枝広委員長

ありがとうございました。

次にお聞きますが、この案件では総合評価方式を採用されています。関連案件の工事でも総合評価方式ですが、いずれも低い入札金額を入れた方が落札できなかったという状況になっています。

総合評価方式の良い面と悪い面がありますが、落札できなかった応札者は、かなり実績のある会社であるものの、技術評価点が低いという採点により、せっかく安い入札金額にも関わらず、落札できなかったという状況があります。

総合評価方式の場合、こういうことはよく起こり得るというのは承知の上でお伺いしますが、この技術評価点の結果に応札者は納得されていますか。また、技術評価点の低かったところについては、どこが低かったのかということが明確に公になりますか。応札者から技術評価点が低かったので公開してほしいという要望があったときは、公開できるのか

どうかということも含めてご説明をお願いします。

事務局

まず、結果について開示ができるのかという点ですが、現状、自社の点数についてはその内訳などをご説明させていただいておりますが、他の競合相手の内訳などのお問合せへの回答については控えさせていただいております。理由としましては、障がい者の雇用などの雇用状況や、会社の秘密情報などが含まれておりますので、あくまで自社の採点のみに回答する形となっております。

採点の方法は公表しておりますので、どこで点数が取れているかは、よく研究されて応札いただいていると考えております。

今回の採点内容について、詳細はお答えできませんが、工事成績や、安全衛生社会福祉の項目は配点が高くなっておりますので、その点を含めて全般的に点数差がついてる状況です。

枝広委員長

今回は、かなり大きな点数差があったということで、落札業者や落札金額は、ホームページ等で公表されると思いますが、今回の落札できなかった業者にとっては、もっと安い価格で応札したのになぜ取れなかったのか、ということに対しては、技術評価点が低かったから取れなかったという結果だけが公表されるわけですね。

事務局

公表している内容は、お渡ししている入札調書の内容となります。そのうえ、必要であれば、自社の採点内容はお教えしている状況です。

枝広委員長

総合評価方式で採点するときは何人かの方が立ち会って確認されているのでしょうか。採点内容が問題視されたときに、採点方法について問題になりませんか。

事務局

採点に関しましては、複数の者が確認をしておりますので、間違いはありません。

また、曖昧な点数になるような項目は作っておりませんので、採点については資料ではっきりわかるような形になっております。

枝広委員長

以前は、技術評価点の比較をした資料が提出されていたのでわかりやすかったので、後で回収する形でも良いので、この監視委員会では資料として両者の比較資料を出していただくことを検討いただければと思います。

それから、工事の内容についてですが、横断図を見ますと、下に古い管があつて、その上に新しい管を増設しようという工事かと思えます。120cmほど上がることになりませんが、地盤の関係や災害があつたときに、問題はありませんか。

担当課

まず、この横断図では既存の上に布設するような形になっていますが、実際には、仮設配管を設け、既存配管を撤去してから、新設管を入れるという形になっておりますので、古い管がそのまま残ることはございません。

それから、埋設深さを浅くしておりますのは、以前は土被りがかなり深い場所がありましたが、現在は浅埋も可能となっておりますので、極力可能なところは浅埋で施工するようにしております。

枝広委員長

120cm となるとかなり浅い層となりますが、上からのトラックの加重などは大丈夫ですか。

担当課

基本的に、土被り800mm までは浅埋が可能となっておりますので、道路上のトラックの加重の影響はないと考えております。

枝広委員長

わかりました。そういうことであれば大丈夫です。

それから、今回の工事は1工区とありますが、2工区も今年度中にやるとのことです。成田市全体では、全国的に見ても耐震化が進んでいる方とは思いますが、まだ半分も完了していないのではと思います。1年に1工区で良いのかどうか、どのように考えているか教えてください。

担当課

成田市における耐震化率は、全国的にも非常に高いものの、100%ではございませんので、今後進めていかなければならないと考えています。

そのために、令和元年度に成田市水道事業施設更新計画を、30か年の計画期間で立案しました。その中で、財政面や人員面の問題等もございますので、優先度・重要度・緊急度の高い路線から優先順位を付けて順次更新を行っている状況でございます。

枝広委員長

わかりました。

今後どのような地震があるかわかりませんので、計画に基づいてしっかりと工事を行ってもらえればと思います。

他に委員の方、何かありますでしょうか

横山委員

総合評価に関して意見ですが、今回落札できなかった業者さんに関しては、もう少し技術力を上げるべきだと思いますし、落札した業者さんに関しては、入札価格を下げるべきであると思います。そのように切磋琢磨していただくことが、市の利益に繋がるのかと思います。ですので、そのような企業努力に資するような施策や情報公開を通じて、業者間で切磋琢磨できるよう、市も取り組んでいただければと思います。

枝広委員長

総合評価方式の場合、応札が1者のみということになりかねない事例があると思います。様々な駆け引きなどにより、総合評価の場合に1者のみの入札で技術評価点が満点というケースがあると思いますが、適切な競争のために、切磋琢磨できるようよろしく願いします。

それでは、事例1の審議はこれで終了といたします。

次に、事例2「下総支所受変電設備改修工事」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 下総支所受変電設備改修工事

〔制限付一般競争入札〕

枝広委員長

それでは、事例2の「下総支所受変電設備改修工事」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例2について、ご説明させていただきます。事業名は、「下総支所受変電設備改修工事」、発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「建設工事」部門、「電気工事」に登録があり、所在区分が「市内業者」として掲載されているものを対象とし、官公庁等が平成27年度以降に発注した電気工事について、元請として受注し、施工完了した実績があることとしました。

開札日は、令和7年6月6日、入札参加者数は、4者でございました。契約日は、令和7年6月12日、予定価格は、1700万6千円、契約金額は、1614万8千円で契約の相手方は、山崎電設工業株式会社でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります下総支所より、ご説明させていただきます。

担当課

本業務は、下総支所の受変電設備を、現行の高圧受電から低圧受電に改修するものでございます。

下総支所の電気は、下総支所旧庁舎内の機械室を通じて供給しておりますが、機械室内で稼働している変圧器とコンデンサに低濃度 PCB が含有している可能性があり、含有が確認された場合、法令に基づき令和9年3月31日までに処分が必要となっております。

PCB を処分する前に成分分析が必要となりますが、コンデンサについては、成分分析を実施すると再使用できなくなり、現庁舎への電気供給が停止されることから、受変電設備の改修工事が必要となるため、今年度工事を実施することとなりました。

なお、令和6年度に実施しました下総支所受変電設備改修工事設計業務委託において、本工事に伴う下総支所における電気供給方式等について検討した結果、下総支所における利用者数や職員数の減少をはじめ、業務規模が縮小傾向にあることを勘案し、低圧受電化を採用することとなりました。

枝広委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

大越委員

本件に限らずですが、関連案件を含めて、同じような改修工事がそれぞれの公民館で行われているかと思えます。その事例も資料で拝見したところ、ほとんどの案件で同じ業者が応札されていて、かつ応札の金額の傾向として落札業者が大体95%前後、その他の業者はほぼ99%ということで、横断的に見ると非常に不自然な印象を持ちます。

契約検査課では、横断的に見て、この委員会に出てくる前に総括するといったことはされているのでしょうか。

事務局

入札結果につきましては、各事業者の受注の利益を考慮して応札があったものと考えております。

また、本案件につきましては、関連する案件も含め、低濃度 PCB が含まれている可能

性があり、その成分分析を行うという事業内容となっております。含有が発覚しましたら、令和8年度中に処分が必要であり、その結果、短期間に多くの案件を発注せざるを得ないような状況にありました。

加えて、既存施設の改修工事ということもありますので、結果的に、業者からすると応札しにくい難しい案件であったと感じております。

大越委員

先ほど申し上げたように、落札した業者以外は99%の落札率であるということが、全ての案件で共通しているのです。これを全体で見ると、応札業者間で何かしらの決め事があったのではないかとこのように見えても不自然ではないと考えています。

今後のことを考えると、定期的に契約検査課において、不自然な傾向が出ていないかを事後的にでも行って、そこで気づきがあれば、ヒアリングなどをおこなえば、大きな問題になってからでは遅いと思います。今回の案件では、その傾向が顕著に見えたので、指摘をさせていただきました。

枝広委員長

応札業者間で調整や話し合いが行われているのではないかとこの懸念を持ちますが、公正さを保つように何か対策はありますか。

事務局

前回の監視委員会でもお答えした内容になりますが、今回の監視委員会の結果の議事録は広く公表されますので、こちらとしてどのようなことを考えているのか、気をつけているのかが業者には伝わっていくと考えておりますので、それが警告になればと思います。

枝広委員長

疑わしいものは排除していくべきだと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。
他に意見はありますか。

大越委員

ほぼ同じ業者が応札している状況ですが、今回の発注内容で対応できる業者は市内で何者ありますか。

事務局

今回の案件は、市内で11者が参加可能であります。

大越委員

わかりました。

横山委員

先ほど大越委員がご指摘されたように、不自然な取引があったとしても、ヒアリングにおいては、やっていないという話になると思います。ですので、決定的な決め手がないまま、終わってしまうかと思いますが、談合が疑われる案件に対して、事務局としてどういうところに注目するのか、その着眼点について教えていただければと思います。

事務局

一般的な話ではありますが、落札率があまりにも高い点や、不自然な入札価格の並びなどに注目しております。

指名停止がかかるような話については、公正取引委員会の排除命令に合わせるというケースが多くなってしまい、市としてはなかなか踏み込めない状況です。

過去にも、談合情報に基づいて各社を呼んでヒアリングを行ったこともありますが、やっていないという形で進んでしまうというのが現状です。

横山委員

公正取引委員会の調査手法は把握していますか。

事務局

こちらでは把握しておりません。

横山委員

重要な内容ですので、今後ヒアリングを行い、把握しておくようにしてください。

枝広委員長

私から質問ですが、今回の案件は関連案件も含め、設計を担当されたのは全て事例3の契約の相手方と同じでしょうか。

事務局

そのとおりです。

枝広委員長

わかりました。

では、PCB検査は急遽必要となったわけではないと思いますが、なぜ今までやらなかったのでしょうか。

担当課

施設の老朽化に伴う改修等はされていない状況で、定期検査においてもそういった項目はございませんでした。

工事については、工期が決められておりますので、それに間に合うように進めた結果、実施時期はこの時期になってしまったという形です。

事務局

わかる範囲でお答えさせていただきますと、PCBに関しては、高濃度のものから対応し、それが終わったあと低濃度のものを対応していくといった流れになっております。

枝広委員長

わかりました。ありがとうございました。

それでは、事例2の審議はこれで終了といたします。

次に、事例3「豊住公民館受変電設備改修工事監理業務委託」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例2の審議を終了〕

事例3 豊住公民館受変電設備改修工事監理業務委託

〔随意契約(特命随契)〕

枝広委員長

それでは、事例3の「豊住公民館受変電設備改修工事監理業務委託」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例3について、ご説明させていただきます。事業名は、「豊住公民館受変電設備改修工事監理業務委託」、発注方法は、随意契約でございます。

契約日は、令和7年7月31日、予定価格は、160万4900円、契約金額は、154万4400円で、契約の相手方は、ミツワエンジニアリング株式会社でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります公民館より、ご説明させていただきます。

担当課

豊住公民館は昭和59年に竣工してから既に40年以上が経過しており、これまで受変電設備の改修工事を行っていないことから、経年劣化による老朽化が進行しております。

自家用電気工作物保守点検の結果、気中負荷開閉器等の動作不良が確認され、波及事故に繋がると指摘があったことから、改修工事を行うものでございます。

よろしくお願いたします。

枝広委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

では、私からいくつか質問ですが、今回の案件は関連案件も含め、設計と工事監理が全て同じ契約の相手方ということで間違いはないでしょうか。

担当課

公民館については間違いありません。

事務局

その他の案件も間違いありません。

枝広委員長

建築物の場合ですと、著作権の問題などから設計と工事監理を同じ業者が行うことが一般的に行われていますが、今回の受変電設備改修工事の場合、同じ業者でなければならぬ決定的な理由はありますか。

担当課

令和6年度に成田・豊住・遠山・橋賀台・久住公民館の受変電設備の改修工事の実施設計業務委託を今回の契約の相手方に行っていただいております。

現場の状況や設計内容に熟知しているため、当該業者が工事監理を行うことが適当と考え、同一業者となっております

枝広委員長

設計事務所との癒着があったら困ると思い、お聞きします。

設計がここしかできないのか、あるいは今までやっていて信頼があったから、ぜひここにやっていただきたいという信念的なものがあるのでしょうか。

担当課

他の業者に任せた場合、設計の図面の読み方等などに多大な時間を要してしまいますので、工期遅延や現場での認識齟齬というリスクを避けるために、当該業者が最適であると判断しました。

枝広委員長

受変電設備改修工事の設計において、公民館としては一番信頼を持っているから、継続的にお願いしたと捉えてよろしいのでしょうか。

担当課

5つの公民館の実施設計業務委託につきましては、制限付一般競争入札で今回の契約の相手方に決まっておりますので、元々信頼関係があったということではございません。

枝広委員長

工事監理もこの業者さんしかできないということでしょうか。

担当課

同じ設計業者さんに工事監理をお願いした理由につきましては、設計意図の確実な反映と責任の一元化という2点です。

まず、本設備は施設の基幹部分であり、現地特有の複雑な状況を熟知した設計者が監理を行うことが、ミスのない施工と安全確保に不可欠であると判断しました。

次に、設計と監理を同一業者にすることで、万が一の不具合発生時に責任の所在が曖昧になることを防ぐことができると考えました。他業者への引き継ぎによるタイムロスやリスクを排除し、市の利益を守るために最適な判断をしたものと考えております。

枝広委員長

概ねわかってきたのですが、このような受変電設備は定期点検を行っていますよね。

担当課

はい、行っています。

枝広委員長

そうですね。今回はケーブル等の交換が主な工事で、周辺の工作物や建築物などの改修は含まれているのでしょうか。

担当課

キュービクルやPASの改修となっております。

枝広委員長

工事監理を行うのに、特命随契でここしかいないという判断をしてよいのか疑問です。工事費に対して監理料が非常に安いという印象を受けますが、受変電設備関係の監理料は何%を見込んでいますか。

担当課

割合はわかりかねますが、市の積算基準に基づいて厳正に算定しております。

枝広委員長

おそらくガイドラインがあると思いますが、建築物の場合、規模によって違いますが、4650万円程度の工事であれば、大体7%ぐらいだと思います。

今回の契約の相手方である業者が、平均的なところで監理されているのか、大変安く監理されているのかわかりませんが、こういった業務をいろいろな業者ができて、良いものを安くお願いできるような判断ができるよう進めていただきたいと思います。

実際に、同じ業者ばかり並んでいることが非常に気になりましたし、競争性が必要であると思いますので、ぜひ検討しながら進めていただければと思います。

横山委員

先ほどのお話ですと、新規参入の契機としては、改修ではなく、丸々新設のときのみということでしょうか。

担当課

改修の設計については制限付一般競争入札で行っており、今回はその業者が随意契約で工事監理を行っているということになりますので、設計の入札に応札していただければ新規参入は可能であると思います。

横山委員

設計の段階では、競争の余地は残っているという理解でよろしいでしょうか。実際にそのような結果になっていますか。

担当課

今回に関しましては、1者ということになっています。

横山委員

わかりました。

枝広委員長

いくつか課題は残りましたが、今後検討していただき、競争性と公平性が保たれるようにしてください。

それでは、事例3の審議はこれで終了といたします。

次に、事例4「学校給食センター本所調理等業務委託(令和8年度から令和11年度)」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例3の審議を終了〕

事例4 学校給食センター本所調理等業務委託(令和8年度から令和11年度)

[制限付一般競争入札]

枝広委員長

それでは事例4の「学校給食センター本所調理等業務委託(令和8年度から令和11年度)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例4について、ご説明させていただきます。事業名は、「学校給食センター本所調理等業務委託(令和8年度から令和11年度)」、発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「委託」部門、「医療・医事・給食」に登録があり、所在区分が「市内業者、準市内業者、県内業者、または県外業者」として掲載されているものを対象とし、官公庁等が平成27年度以降に発注した配食数が2,000食を超える給食配送業務を含む学校給食調理業務について、元請として受注し、完了した実績があることとしました。

開札日は、令和7年7月25日、入札参加者数は、3者でございます。契約日は、令和7年7月31日、予定価格は、4億3230万円、契約金額は、4億2768万円で契約の相手方は、株式会社東洋食品でございます。

詳細につきましては、事業担当課であります学校給食センターより、ご説明させていただきます。

担当課

本事例は、現在、成田市下方に建設中の学校給食センター本所における学校給食の調理を委託するものです。

本市では、現在、9つの調理場を有しており、全て調理業務を委託しております。

調理業務の業務内容としては、検収業務、調理業務、配送業務、食器等の洗浄、消毒および保管業務、施設設備および機器の維持管理業務、調理室の清掃等でございます。

令和7年度は、本件の他に4件の学校給食調理委託に係る入札を行っており、参考に記載しております。いずれも複数社から参考見積もりを徴取し、内容を精査した上で、安価

なものを予定価格としていることから、落札率は比較的高い水準になっております。

今後ですが、見積額の大部分が人件費となっていることから、作業効率の改善等などにより、職員の適正配置や勤務時間の縮小など入札参加者による創意工夫等により更なる競争の可能性はあると考えております。

枝広委員長

それでは何かご質問ご意見ございましたらお願いします。

横山委員

問題意識として、落札率が比較的高く、高額な契約ですので、どこかで経費節減にならないかということで、選定させていただいた次第です。

創意工夫により更なる競争の可能性はあるとのことですが、そもそも参入障壁がそれほど高い業種ではないという理解でよろしいでしょうか。

担当課

調理業務の実績があればよいとしておりますので、それほど高くはないと考えております。

横山委員

実際に働いているスタッフの方は地元で雇用されている方ですか。

担当課

地元に限っておりません。現在調理員の不足という問題もありますので、いろいろな方面から募集している状況です。

横山委員

人数に関して、別添 3 の資料では、最低限必要な人数だということだと思いますが、実際は調理員がもう少し多くいますか。

担当課

こちらは最低の人数ということで記載しておりますが、調理員さんは、パート等を含めますと、実際に雇う人数はもっと多いものになっております。

横山委員

重複はしていないということでしょうか。

担当課

はい。しておりません。

横山委員

人件費が多いということで、人を減らすのが一番節減になると思いますが、それ以外の効率化として、市から見て工夫できそうなところはありますか。

担当課

やはり作業効率を効率化させることによって、人員配置を減らすことができればと思っております。

横山委員

その点のご指導も含めて、企業とも協調しながら、なるべく節約していただければと思います。

枝広委員長

私からひとつ伺いさせていただきます。

これは、令和8年8月1日から令和11年7月31日という3年間の契約ということですが、3年間が一番適切な期間と捉えていらっしゃいますか。

担当課

調理委託に関しましては、今までも3年契約ということで対応しておりますので、適切と考えております。

枝広委員長

3年おきにこの案件が出てくるかと思いますが、過去3年、あるいは6年で契約金額はどのように変化してきましたか。

担当課

毎年人件費の上昇等ございますので上がってきております。

ただ、長年入札を行う中で、競争意識が働き、違う業者が落札したこともございます。そのときの落札率は下がったという状況でした。

枝広委員長

わかりました。

資料を提出していただくとき、過去の推移を提出していただくと、落札金額や落札業者を比較することができますし、今後のためになるのではないかと思います。事務局と協議のうえご検討いただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、事例4の審議はこれで終了といたします。

次に、事例5「排水路除草委託(北羽鳥線)」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

[以上で事例4の審議を終了]

事例5 排水路除草委託(北羽鳥線)

[制限付一般競争入札]

枝広委員長

それでは事例5の「排水路除草委託(北羽鳥線)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例5について、ご説明させていただきます。事業名は、「排水路除草委託(北羽鳥線)」、発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「委託」部門、「緑地管理・道路清掃」に登録があり、所在区分が「市内業者」として登載されているものを対象とし、土木工事について特定建設業又は一般建設業の許可を有している者としてしました。

開札日は、令和7年6月6日、入札参加者数は、6者でございました。契約日は、令和7年6月12日、予定価格は、584万1千円、契約金額は、408万8700円で、契約の相手方は、株式会社タナカグリーンでございました。

詳細につきましては、事業担当課であります農政課より、ご説明させていただきます。

担当課

本委託は、良好な排水の環境を保つために、年1回除草委託を行っております。

排水路は大型水路であり、法面の勾配が急勾配で、水の流れも速いことから、地元区での作業が危険であるため、除草委託を発注しております。

関連案件を含め5件のうち3件は電子入札システム上のくじ引きによる抽選で落札者を決定しております。

枝広委員長

それでは私から質問させていただきます。

ご説明いただいた通り、関連案件も含めて5件中3件はくじ引き、2件は競争の結果ということですが、抽選に至った案件は、全て同じ業者になっています。率直にお伺いしますと、この電子入札システムのくじ引きは間違いなく公平性、公正が保たれていますか。

事務局

まず、簡単に今回の一連の案件の状況を再度整理しますと、令和7年6月6日に、緑地管理・道路清掃に登録のある市内業者を対象に、緑地管理3件、草刈り5件、合わせて8件の開札を行いました。

今回の事例の契約の相手方は、緑地管理3件のうち1件、草刈り5件のうち4件を落札しましたが、抽選となったのは、緑地管理で1件と草刈りで2件の合計3件でした。抽選の結果、当該業者が落札したということですが、開札を行った8件のうち、抽選はもう1件あり、別の業者が抽選で落札しました。

今回の契約の相手方が抽選に参加した中で、かなりの高確率で落札をした事実はありますが、確率的には32分の1と高いものではなく、発生してもおかしくない程度であると考えております。

くじの方法について簡単にご説明しますと、くじの結果は、入札の時に業者が任意で入力した3桁の番号と、入札書が送信されたときのシステムの受信日時のミリ秒3桁で判断しております。それを意図的に操作するというのは困難であり、入札者側、発注者側の両者とも操作できない部分ですので、公正性は担保されていると考えております。

枝広委員長

くじ引き自体に偏りがあるのではないかとおっしゃったので、疑問に思いましたが、間違いないということであれば結構です。ですが、慎重を期して再吟味して取り組んでいただきたいと思います。

先ほどご説明ありましたが、非常に危険が伴うため専門業者にやっていただくということですが、この道は農業用道路ではなく市道ですか。

担当課

これは排水路です。法面部分が6mという長大なものになりますので、地元からの要望により除草の委託を発注して対応しております。

枝広委員長

これは全ての負担が市の財政からということですのでよろしいですね。

担当課

その通りです。

枝広委員長

国や県、農地所有者の負担はないということですね。

担当課

その通りです。

枝広委員長

わかりました。

市の責任において全てやっていくということですが、危険ではないところもあったと思います。市営住宅の植栽管理については、専門性をかなり要するということで理解してよろしいでしょうか

事務局

植栽の管理となりますので、今回のような除草だけではなく、通常の樹木の管理が入ってきますので、造園業者が入ってきているような内容だと思います。そういう意味では除草に加えて専門的な植栽の管理が必要だと考えています。

枝広委員長

わかりました。

では、抽選になった案件については、公平性、公正さが保たれていると解釈してよろしいですね。

事務局

繰り返しになりますが、開札を行った8件のうち、抽選が4件あり、3件は今回の事例の契約の相手方が落札しておりますが、他1件は抽選で別の業者が落札しております。

枝広委員長

わかりました。

それでは、事例5の審議はこれで終了といたします。

次に、事例6「電気・冷暖房設備等保守運転管理委託(令和7年度から令和9年度)」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

[以上で事例5の審議を終了]

事例6 電気・冷暖房設備等保守運転管理委託(令和7年度から令和9年度)

[随意契約(特命随契)]

枝広委員長

それでは事例6「電気・冷暖房設備等保守運転管理委託(令和7年度から令和9年度)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例6について、ご説明させていただきます。事業名は、「電気・冷暖房設備等保守運転管理委託(令和7年度から令和9年度)」、発注方法は、随意契約でございます。

契約日は、令和7年4月1日、予定価格は、1億2980万円、契約金額は、1億2619万2千円で、契約の相手方は、株式会社NAAファシリティーズでございます。

詳細につきましては、事業担当課であります管財課より、ご説明させていただきます。

担当課

本業務委託は、夜間を除き、常駐での保守運転管理をするもので、災害対策本部等の設置時や緊急時にも対応するものです。

各種設備の一般管理の他、運転監視記録業務、定期点検および環境測定業務など電気主任技術者等の配置により多岐にわたる業務を委託しているものでございます。

枝広委員長

ただ今の説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございますか。

大越委員

これは導入当初からこの業者がやっているということですが、ずっと特命随契で委託しているという認識でよろしいでしょうか。

担当課

はい。特命随契で委託をしております。

ノウハウや経験が庁舎管理の大きなところとなりますので、短期間での業者の変更は行っておりません。

大越委員

この金額はどのように算定されていますか。

担当課

業者からの見積もりで予定価格を決めております。

大越委員

わかりました。

先ほども工事監理で特命随契の事例が出ておりましたが、特命随契の要件として、性質または目的が競争入札に適しないということですが、これを随契として認めるかどうか判断するとき、業者を変えた場合にいろいろな負担や人件費の増加、時間のロスがあるというのは感覚的にはわかりますが、それを実際に数値化して検証されたことはありますか。

事務局

数字で表すことが難しい内容ではありますが、本庁舎の特殊性、災害等の対応、老朽化等の理由から、なかなか他の業者では対応できないような内容もあります。他社による受注の可否については、詳細を検討して、内容によっては他の業者を入れた形での競争入札を行っているものもありますし、同じように随契でやっているものもあり、内容を個別に検討しております。

また、発注課の管財課におきましては、本市の営繕業務を担当している部署で、多くの技師を抱えておりますので、内容についてよく精査した上で随契の必要性を判断していると考えております。

大越委員

ありがとうございます。

これは意見ですが、性質または目的が競争入札に適しないというのが、何を以て適しないのかを明確にすべきであると思います。やはり、特命随契は特に透明性が求められているものであって、市民の目線から見ても、これは本当にしょうがないよね、と思えるものでなければ、何か変なことがあるのではないかと疑いを持たれかねないものです。

先ほどの事例でもこの事例もそうですが、どうしても資料だけで見ると、客観的な基準が見えない中で、競争入札に適しないという判断をされているのではないかと思います。

その点について、今後もこの契約については随意契約の方が、いろいろな面で良いというのは感覚的に理解できますが、それを客観的な指標で示せるようにしておかなければ、業者が作った見積りの金額をそのまま使っていると見られかねないので、注意を払っていただいた方がよいと思い、この案件を選定させていただきました。

枝広委員長

ありがとうございました。

今おっしゃられた、透明性という観点から、特命随契の場合には、その根拠が少しでも明らかにあって、説明ができた方がいいと思います。

ですので、そういう意味でも、過去のデータを一緒に添付していただいて、価格的にも技術的にも、信頼性も問題ないと判断できる資料を作っていただいて、ご説明いただいた方がいいかと思います。

それでは、事例6の審議はこれで終了といたします。

次に、事例7「成井4号マンホールポンプ場機器修繕」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例6の審議を終了〕

事例7 成井4号マンホールポンプ場機器修繕

[随意契約(見積競争)]

枝広委員長

それでは事例7「成井4号マンホールポンプ場機器修繕」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例7について、ご説明させていただきます。事業名は、「成井4号マンホールポンプ場機器修繕」、発注方法は、見積競争を実施し、随意契約を締結したものでございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、同様の実績を持つ業者を3者選定し見積依頼しました。

開札日は、令和7年7月31日、契約日は、令和7年8月1日、予定価格は、97万9千円、契約金額は、55万円で、契約の相手方は、ミザック株式会社でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります下水道課より、ご説明させていただきます。

担当課

本修繕は、成井4号マンホールポンプ場に設置してある汚水用ポンプ2台のうち、1台が故障したため、対象ポンプの交換を行ったものでございます。

受注業者は、農業集落排水処理施設維持管理業務委託を請け負っており、当該施設を含む農業集落排水施設の維持管理を行っております。

そのため、諸経費や人件費の削減等が可能となったことから、落札率が低下したものと推測しているところでございます。

なお、予定価格の算出についてであります。ポンプ価格と必要な作業人数の見積もりをとりまして、所定の諸経費率を用いております。また、他社の入札金額が予定価格の約106%ということで、予定価格の妥当性は確保されているものと判断しております。

施工の品質についてですが、指定のポンプを使用し円滑に修繕作業を完了しており、現在稼働中でございます。

枝広委員長

ただ今の説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございますか。

横山委員

まず確認ですが、今回はポンプの交換を行ったということで、主な費用としてはポンプの購入の費用と、それを設置する人件費だとすると、管理業務を請け負っている方が落札したということですが、諸経費や人件費の削減が可能で、どうしてそこまで安くなるのかがよくわかりません。

その上で、予定価格に妥当性があるということをおっしゃっていますが、今度は原価割れではないのかという気がするんですけども、もう少し詳しい説明をお願いします。

担当課

まず作業人工の件ですが、落札した業者は、管理業務を通常業務として行っておりま。その中で、設置のためだけに人工を割くのではなく、維持管理の中から、作業人員が出ているものと考えております。

ポンプの件につきましては、落札金額である 55 万円のうち、ポンプの価格は約75%であり、ポンプ代については適当と判断できる落札率でした。

そのため、取付けの人工をいかに安くするかということで、この入札金額になったと考えております。

横山委員

それぞれの見積もりの中で、ポンプの費用は内訳が示されているのでしょうか。示されているとしたら、相当違う内容だったのでしょうか。

担当課

入札された中での見積もりは、それぞれの内訳が書いてありまして、その中で、ポンプの単価が、最初の見積もり金額の 75%であり、ポンプだけ極端に安くとったわけではないため、原価割れはしていないと考えております。

横山委員

今回の見積合わせに参加した業者2者の見積もりで、ポンプの代金部分について違いがあったのか、なかったのかということをお教えください。

担当課

うちの設計金額と106%で応札があった方の金額は、ほぼ一緒だということです。

横山委員

落札業者ともう一つの会社には相違があったのかということをお教えください。

担当課

予定価格と、106%で入札した会社の金額は大差がありませんでした。

横山委員

わかりました。

結論の話ですけども、これは施工完了し、実際に稼働していて、問題ないと確認されているということであれば、結果的にはよかったと思います。

枝広委員長

私からも1点お伺いしたいのですが、契約後にポンプが交換されて、稼働し始めたのはいつですか。何月何日かわかりますか。

担当課

12月19日に検査を実施しております。

枝広委員長

12月19日が工期末ですが、2台のうち1台が故障していたということですので、どこでそのポンプを交換し、稼働し始めたのでしょうかというのが私の質問です。

担当課

検査自体は19日ですので、稼働はそれ以降という考え方となります。

枝広委員長

それ以前に交換は終わっているということですね。

ちなみに、4ヶ月というのは、ポンプ交換に要する期間としては適切だったのでしょうか。ポンプ2台のうち1台故障しても機能に支障はなく、1台あれば十分だということになるのでしょうか。

担当課

おっしゃるとおり、ポンプ2台の交代運転ですので、片方が故障した場合には、水を送れなくなってしまいます。

また、4ヶ月の工期というのは長いかもしれませんが、材料等の搬入まで期間がかかってしまうので、最短で対応したと思っております。

枝広委員長

事故や災害の時には、緊急という処置をしていただくことも起こり得るわけですが、このケースは、緊急ということではないのですね。1台であっても、このポンプ場に恩恵を受けている方々が、支障をきたすということはなかったと捉えていいのかという意味合いで質問しました。

担当課

今回の工事において2台止まったことはございませんでしたので、住民の方々に不便をかけていないということになっております

枝広委員長

そういう意味ではよかったと思いますが、水道が出ないとか排水がきかないとか、そういうことが起こった場合には、住民の方に非常に迷惑をかけるわけですね。そういう意味では、緊急の処置をしてもいいぐらいの案件であると思います。金額は小さく、工事自体も

簡単だと思いますが、今回は十分期間を取って検査を受けて、無事に普段通りの生活ができたということになりますが、場合によっては緊急性を持たせてもよかったと思います。

他に何かございますか。

横山委員

委員長の関連で質問しますが、この案件は、故障ということであれば特命随契でも良いのかなという気もしますが、その振り分けはどのように考えればいいでしょうか。

事務局

このように2台のポンプを交互運転している場合で、1台のみが止まった場合には、緊急での随契はなるべく避けるようにしています。

残った1台が止まりそうな場合や、両方止まってしまう恐れがある場合には、緊急で対応しますが、今回のようなケースは、通常の見積競争や入札で競争をかけるようにしております。

枝広委員長

それでは、事例7の審議はこれで終了といたします。

次に、事例8「学校用備品(柔道用畳)購入」の審議に入らせていただきます。

[以上で事例7の審議を終了]

事例8 学校用備品(柔道用畳)購入

[制限付一般競争入札]

枝広委員長

それでは事例8「学校用備品(柔道用畳)購入」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例 8 について、ご説明させていただきます。事業名は、「学校用備品(柔道用畳)購入」、発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「物品」部門、「運動用品」に登録があり、所在区分が「市内業者、準市内業者または県内業者」として登録されているものを対象としました。

開札日は、令和7年6月6日、入札参加者数は、13者ございました。契約日は、令和7年6月12日、予定価格は、335万1700円、契約金額は、173万190円で契約の相手方は、株式会社宝晃堂でございます。

詳細につきましては、事業担当課であります教育総務課より、ご説明させていただきます。

担当課

本件につきましては、成田市立西中学校屋内運動場の柔剣道場における柔道用畳について、設置後20年が経過し、経年劣化による破れやへこみがあり、安全上の支障があることから、畳の入れ替えを目的に発注したものです

なお、学校用の備品につきましては、学級数などを勘案して、予算を直接学校へ配当し、各学校の裁量により計画的に導入しておりますが、今回の柔道畳のように高額なものや、国の補助金を活用する理科備品などは、教育委員会が各学校の状況や必要性などを考慮し購入しております。

枝広委員長

それでは委員の方からご質問等ございましたらお願いします。

それでは私の方からお伺いします。落札率が極めて低くなっていますが、価格は適切であると考えていますか。

担当課

今回、落札業者から見積もりを取らせていただいて、予定価格を設定させていただいております。

金額が下がった要因といたしましては、競争原理が働いたと考えております。事前に8件の同等品に関する問い合わせを受けており、落札業者からしてみれば、おそらく10件は入札があるということが事前に推察されたと考えます。

当初の見積もり金額と、入札時に提出された金額を比較しますと、畳の金額が当初の見積もり比で67.2%、3分の1ほど下がっております。

それ以外の、設置や配置などの部分の金額をさらに圧縮し、落札率を下げている状況になっており、いわゆる企業努力をされた部分があるかと思っておりますので、特段問題はなかったと考えております。

枝広委員長

事情を聞くと余計に心配になりますが、いわゆるダンピングをして、他業者を介入させないような動きがあったのではないかと懸念します。

また、素人にはわからないような安い同等品を使う可能性もあると思いますが、その心配がないという確証はありますか。

担当課

納品の後の話ですが、こちらの西中学校の柔剣道場に関しましては、部活動の地域展開で、地域クラブでも利用しており、利用されている地域クラブの指導者の方から、いい畳を入れてくれて本当にありがとう、とお言葉をいただきました。そういった意味では、専門家の方から見ても、問題のない商品が納品されていると考えております。

枝広委員長

それであれば安心しますが、もう一つお伺いします。

今後、他の中学校で購入する場合に、今回の金額が実績として残ると思いますが、この予定価格でいいのかどうかをお伺いします。

担当課

今回、予定価格を設定するにあたりまして、見積りを1者からしか取得しておりませんでしたので、次回購入ということがあれば、今回かなり金額が下がっていることを踏まえ、2者以上から見積もりを取って、予定価格を設定するなど、価格の乖離が起こりにくいような対策をとってまいりたいと考えております。

横山委員

予定価格の設定についてですが、この落札業者を見積もり対象者とした理由はあるのですか。

担当課

学校の方に伺いまして、こういった業者さんがあるというお話を伺い、この業者から見積もりを徴取させていただきました。

横山委員

そうすると、何か過去に実績がある業者さんということでしょうか。

私が危惧しているのは、意図的に高い見積金額を出して、他の業者を誤った方向に誘導する可能性があるのではないかということです。

300万円と市が設定したら、当然300万円の範囲内でなるべく利益を出せるような形で、300万円を基準に値下げすると思います。ところが、この落札業者が、そもそもその半額で受ける予定で、あえて高い金額を示した場合に、公平を害するのではないかと価格設定自体に疑問を感じます。ですので、複数の見積もりを出さないと、予定価格の妥当性が担保できないと思います。

また、原価はわかりますか。仕入れ価格というのは、メーカーが供給するものであれば、仕入れによってそれほど値段を下げられるとは思えません。失礼ですが、落札業者が企業努力で下げたというのも詭弁にしか聞こえません。

担当課

参考価格が表示されており、見積もり時の金額は参考価格の8割でした。最終的に、参考価格に対して落札金額が5割ぐらいまで落ちていることを確認しております。

横山委員

300万の8割、240万でいいですか。

担当課

税抜き価格で申し上げますと、98枚入り2万9000円ですと284万2000円となります。見積りを徴取した時点が総額で227万3600円です。最終的に入札時の結果が、152万8800円となっております。

横山委員

先ほどのご説明ですと、それプラス諸経費という話ですよね。そうすると、大幅に原価割れしている状況ですよね。

いずれにせよ、予定価格の設定としてどうなのかという疑問が解消できません。

枝広委員長

横山先生がおっしゃられたような、駆け引きで金額を下げているという事実があれば、今後大きな問題を残すこととなりますので、しっかりと吟味しながら検討していただきたいと思います。公正公平が保たれるような見積もりの取り方、予定価格の設定を再考いただければと思います。

それでは、事例8の審議はこれで終了といたします。

次に、事例9「理科備品購入(流水実験器他)」の審議に入らせていただきます。

[以上で事例8の審議を終了]

事例9 理科備品購入(流水実験器他)

[制限付一般競争入札]

枝広委員長

それでは事例9「理科備品購入(流水実験器他)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例9について、ご説明させていただきます。事業名は、「理科備品購入(流水実験器他)」、発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「物品」部門、「書籍・教材」に登録があり、所在区分が「市内業者、準市内業者または県内業者」として登載されているものを対象としました。

開札日は、令和7年7月25日、入札参加者数は、1者でございました。契約日は、令和7年7月31日、予定価格は、150万8122円、契約金額は、150万8122円で契約の相手方は、有限会社成田教材でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります教育総務課より、ご説明させていただきます。

担当課

理科備品の購入につきましては、児童生徒が実験や観察などを通じて理解が深められるよう、各学校からの購入希望に基づき、学校規模などを勘案しながら、予算の範囲内で購入しているものでございます。

令和7年度は流水実験器を始め、計87品目の理科備品を購入しており、購入に当たっては、国の理科教育施設理科教育設備整備費等補助金を活用しながら、理科の教育設備の充実を図っているところでございます。

枝広委員長

それでは、委員の方々からご質問等ありましたらお願いしたいと思っております。

横山委員

市場規模が小さい商品だと思いますが、今回選定させていただきました。

関連案件も含め、落札率がほぼ100%という結果になっております。前提でお尋ねますが、関連案件を含めた3者は、それぞれの関連案件全てについて、入札資格はありますか。

担当課

あります。

横山委員

今回の事例9において、他の2者が入札しなかった事情、また、他の案件で今回の契約の相手方が入札をしなかった事情について何かご存じであれば教えてください。

担当課

直接ではなく伝え聞いた内容ですが、現場で使用する理科備品は専門的な物品で、広く一般的に流通していない商品ですので、理科備品のメーカーごとに取り扱い業者が限られており、他のメーカーの入札に応札することが難しいということが落札率が高くなっている原因であると推察されます。

今回、特定のメーカーを集約して入札にかけさせていただいておりますので、理科備品のメーカーごとに取り扱い業者が限られてしまっていることが入札が難しい理由なのではないかと考えております。

横山委員

そうだとすると、市が特定業者しか入札できないような状況を作っているのではないですか。

担当課

逆にお伺いしますと、業者を、メーカーごとに分けて、混ぜて入札をかけた方が望ましいということでしょうか。

横山委員

競争入札でやっている以上、当然複数の業者が参入してくることを前提に入札すると思います。前提からそもそも参入のしようがないような入札のやり方は、制度の趣旨に反するのではないかと思った次第です。

担当課

担当課としましては、これまでも入札の方法を変えてきております。まず平成 29 年度には、元々市内・準市内だった地域要件を県内業者まで拡大し、令和 2 年度からは、これまで一部指名競争入札になっていた部分を、極力一般競争入札になるように、大きなメーカー別にくくる形で対応しているところではありますが、結果が伴っていないような状況でございます。

横山委員

状況についてはわかりました。

ただ、申し上げたように競争が全くなされていないというような状況や、入札外のやり取りが疑われるような状況ですので、透明性を確保していただければと思っております。

大越委員

少し戻っての質問となりますが、今回メーカーごとに分けてということですが、先ほど横山先生からの質問でもありましたが、今回の備品のメーカーは他の業者では納入できないものだったのでしょうか。

要は、入札資格ということ言えば、市内業者ということを満たすと思いますが、そもそもこれを扱えるのは、そこしかなかったという認識になるのでしょうか。

担当課

全く同じ商品が他の会社にないかというと、全てがそうではないかと思えます。ただ、入札の際には、同等品の申請を受け付けるようにしておりますが、実際はそういった申し出はいただけていないという状況です。

大越委員

わかりました。

枝広委員長

一般競争入札である中で、何者か応札できるような品物あるいはそのメーカーを、どのようにするかというのは、教育総務課で決められることでしょうか。学校からの要望で、決めているということでしょうか。

担当課

購入するものについては、学校からの要望に従って、教育総務課で取りまとめをしております。同等品があるからこのメーカーに切り替えるということはしておりません。

枝広委員長

わかりました。

お伺いしていると、競争になるような方法はあると思いますが、今ここで結論付けられることではありませんが、どのようにすれば競争が成り立つのかご検討いただければと思います。全て予定価格の100%ということで、1者しか応札しておらず、それでもう決まりというようなパターンは、決して好ましくないと思いますので、今後そこを改善していただきたいと思います。3者の入札があり、落札率が98%になりましたという成果があれば、よかったということになりますので、ぜひそこを努力していただければと思います。

それでは、事例9の審議はこれで終了といたします。

次に、事例10「遠山小学校外15校屋内運動場等空気調和設備借上」の審議に入らせていただきます。

〔以上で事例9の審議を終了〕

事例10 遠山小学校外15校屋内運動場等空気調和設備借上

[制限付一般競争入札]

枝広委員長

それでは事例10「遠山小学校外15校屋内運動場等空気調和設備借上」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例10について、ご説明させていただきます。事業名は、「遠山小学校外15校屋内運動場等空気調和設備借上」、発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の、「物品」部門、「リース」に登録があり、所在区分が「市内業者、準市内業者または県内業者」として登録されているものを対象としました。

開札日は、令和7年5月16日、入札参加者数は、2者でございました。契約日は、令和7年6月25日、予定価格は、7億7934万1200円、契約金額は、7億3595万2800円で、契約の相手方は、NTT・TCリース株式会社千葉支店でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります学校施設課より、ご説明させていただきます。

担当課

それでは事業の概要を説明させていただきます。本事業の内容といたしましては、児童生徒の屋内運動における熱中症対策として、令和5年度から市内小中義務教育学校全29校への空調設備の整備を進めており、本件は主に小学校16校にリース方式により整備するものでございます。

整備の開始当初は、実施設計、工事をそれぞれ個別に実施しておりましたが、委託で5回、工事で2回、計7件入札で不調があり、計画通りに進められない状況を鑑みまして、昨年度の中学校等への整備から、一度に短期間で整備が可能なリース方式に切り替えました。

枝広委員長

それでは委員の方からご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

大越委員

委託で5回、工事で2回不調が相次いで、計画通りに進められないというお話でしたが、不調になった原因はどのようなものだったのでしょうか。

担当課

今回は空調設備ということで、機械設備工事の設計業務となりますが、全国的に言われているように、機械設備関係の設計会社が非常に少なくなっている状況が原因であると考えております。

工事につきましては、電気設備工事と機械設備工事の2本に分けて発注したところ、機械設備工事が不調になったという状況です。

大越委員

事業全体で見ると、非常に大きな規模の事業だと感じられましたが、資格要件として市内・準市内・県内と挙げられていますが、これだけの規模で受注できる会社は市内にありますか。

事務局

一度にこれだけの学校、同じ業種で対応しようとするのが難しいかと思えます。

大越委員

リースということなので、リース期間が終わったらまた同じように更新するのか、別でやるのかというところはあると思いますが、この規模だと今のご回答を想像しておりました。

公共事業の一つの側面として、地域企業の育成というところがあると思えますし、これだけの金額が一気に市外に流れてしまうというのは、残念だという感覚があります。もちろん、計画通りに進まないというところもあるとは思いますが、分割で一個一個見て、少し遅れてもいいところがあるのかどうかを勘案していただいて、一気にまとめて進めるとい

うだけではなく、地元企業の育成という面も見ていただきたいと思い選定させていただきました。

予定価格の計算はどのようにされているのかというところと、以前の不調のときの予定価格の差額はどれぐらいあるのでしょうか。今回の事業でどれぐらい安くなったのか逆に高くなったのかを知りたいという趣旨です。

担当課

元々は工事として発注したのに対し、今回はリース期間中のメンテナンスを含めた契約となっておりますので、比較はできないと考えております。

今回の予定価格の設定方法につきましては、見積もり等を参考にして算出しております。

大越委員

その見積もりはどこから取られていますか。

担当課

リース会社から参考見積もりとしていただいております。

大越委員

落札されたリース会社でしょうか。

担当課

3者からいただいております。

大越委員

わかりました。金額が大きいので、適正に予定価格を計算されているかの確認でした。ありがとうございます。

横山委員

設置している機器は、出力が違うものもあると思いますが、同一メーカーのものでしょうか。

担当課

アリーナに設置している機器はすべて同一メーカーの同一機種になります。体育館の大きさに応じた台数を設置しております。

また、アリーナ以外の小さい部屋にはルームエアコンのような機器を設置しており、アリーナの機器とは別メーカーとなります。

横山委員

先ほどメンテナンスも含めてというお話でしたが、リース会社そのものがメンテナンスをするわけではないですね。

担当課

その通りでございます。今回設置したメーカーによるメンテナンスです。

横山委員

その前提のもとお聞きしますが、リース業者あるいはメンテナンス業者からすると、ある程度スケールメリットがないと入札しにくいのでしょうか。

担当課

その通りかと思います。

横山委員

そうすると、今回選定理由として、事業分散しなかった理由をお尋ねしておりますが、分散は難しく、集約せざるを得ないということでしょうか。

担当課

何者かに分かれてリースを出したとき、実際に現場に設置する場合に、現場を施工する業者が何者かに分かれますと、管理に限界がございますので、1者の施工による方が施工精度の担保がとれるものと考えております。

横山委員

わかりました。市の事情もあると思いますが、先ほどご指摘があったように、なるべく地元企業にも配慮しながらやっていただければと思います。

枝広委員長

私から1点簡単にお聞きします。

6年間で、7億3000万円以上のリース契約をしているわけですが、支払方法としては、月額で市の財政から毎月支払うということでしょうか。

担当課

そのとおりです。

枝広委員長

時期に限らず、12ヶ月で割り、それを市の財政から6年間支払い続けるということでしょうか。

担当課

まず、リース期間に関しましては、5年間でございます。その5年間で空調設備が利用される期間等を含めたものを60回に分けていると考えていただければと思います。

枝広委員長

わかりました。

これは市で承認されているわけでしょうから、このようなリースの仕方もあるということとで了解しました。

それでは、事例 10 の審議はこれで終了といたします。

〔以上で事例10の審議を終了〕

枝広委員長

長時間ありがとうございました。

時間が伸びてしまいましたが、これをもって終了したいと思います。委員の皆様、全体を通しまして、何かご質問、ご意見等がございますか。

それでは私の方から申し上げます。

各事例の中で申し上げましたので、整理した中でそれぞれご対応いただきたいと思えます。

全体を通して意見を申し上げますと、親切に資料をご用意いただいているのですが、非常に淡白な部分があります。前回も申し上げましたが、選定理由をしっかりと見ていただいて、それに見合うような資料を準備いただければと思いますので、今後の課題としてよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、入札に応じる業者数は競争できなければ意味がないと思えますので、そういうところの努力を、事務局は他の担当課に指導をしながら進めていただければと思えます。

また、資料のページをめくるとき、事例ごとに通し番号を付けていただくと良いかと思えます。例えば、事例 1 であれば 1-1、1-10 というようにつけていただくとわかりやすいです。準備が手間かもしれないので無理を申し上げませんが、ご対応いただければ良いかと思えます。

(3)その他

傍聴者

0名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次の通り確認し決定した。

開催日 令和8年7月17日(金) 午後2時から4時(予定)

以上